

TPN-mano みまもりシステム事務局運営規程書

この規程は、NPO 法人多摩胃ろうネットワーク（以下「TPN」と云う）の新規事業として 2015年5月20日の総会で承認された TPN-mano みまもりシステム（以下「TPN-mano」と云う）の事業運営に関し必要な事項を定めるものである。

第1条 （目的） TPN-mano は、TPN が総括する独立した組織として運営されるものであり、TPN の定款第3条に基づき、新たに TPN-mano の事務局の組織、運営に関して必要な事項を定める。

第2条 （事務局の設置および総括） TPN-mano の事務を処理するために事務局を設置し、TPN の副理事長（以下「代表」と云う）がこれを総括する。

第3条 （事務分掌） 事務局の事務分掌は次のとおりとする。

- （1） 諸規定の原案作成、改廃、管理に関すること。
- （2） 各委員会、各地域ブロック協議会、その他会議に関すること。
- （3） 活動計画、活動報告に関すること。
- （4） 委託事業、協力事業に関すること。
- （5） 会計および経理に関すること。
- （6） 会員の勧誘ならびに登録および管理に関すること。
- （7） その他一般業務の事務処理に関すること。

第4条 （職員） 事務局に事務局長ならびに職員をおく。事務局の組織および事務局長以外の職員の職位については、事務局長の意見を徴したうえで代表が定める。

第5条 （職務） 事務局長は、代表の命を受けて事務局職員を統括し、事務全般を所掌する。

2. 事務局職員は、あらかじめ定められた分担職務を遂行する。

3. 職員の分担職務は、代表の命を受けて、事務局長がこれを定める。

第6条 （事務の委任） 代表が必要を認めるときは、関係団体等に特定の事務の一部を委任することができる。

第7条 （職員の任免） 職員の任免は、代表が行う。

第8条 （職員の就業規則、処遇等） 職員の就業規則、処遇（給与、一時金等）については、別に定める規定による。

第9条 （職務の代行） 代表に事故あるときは、本規程に定める職務に限り、事務局長が代行する。事務局長に事故あるときは、事務局次長またはこれに準じる者が代行する。

第10条 （入会金および会費） TPN-mano の入会金および会費は次のとおりとする。

（1） 入会金 正会員：5,000 円、賛助会員：10,000 円

（2） 年会費 正会員：12,000 円、賛助会員：75,000 円

第11条 （守秘義務） 職員ならびに関係者は、業務上知り得た個人情報のみだりに他に漏らしてはならない。

第12条 （その他の事項） この規程に定めのない事務処理・職務については、職員で協議して代表が裁決する。

（附則） この規程は、平成 27 年 5 月 20 日から施行する。